

証券コード 4650  
平成29年6月9日

## 株 主 各 位

札幌市中央区南3条西1丁目8番地

**SD** エンターテイメント株式会社

代表取締役社長 吉住 実

### 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotet.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成29年6月27日（火曜日）午後6時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区南一条西五丁目9番地1  
ホテル オークラ札幌 2階 フォンテーヌ  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。  
なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には本提供書面記載のもののほか当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表が含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》 <http://www.sugai-dinos.jp/>

### ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS暗号化通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月27日（火曜日）の午後6時00分まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

## (提供書面)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続きましたが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響もあり、不安定な要素を抱えつつ推移しました。

このような環境の下、当社の経営の基本方針である「皆様の『けんこう(KENKOU)』をつくり、『えがお(EGAO)』と『かがやき(KAGAYAKI)』と『ありがとう(ARIGATOU)』を創造し続け、世界中に広めます。」のもと、経営の効率化を図り、一層の収益力の強化に取り組んでまいりました。

売上高につきましては、ゲーム事業及びフィットネス事業において店舗閉店による影響があったものの、シネマ事業の好調やゲームの新規店舗の売上寄与に加え、前第2四半期連結累計期間に連結を開始した子会社の売上がフルに寄与したことなどがあり、82億81百万円（前連結会計年度比1.0%増）となりました。

営業利益及び経常利益については、第3四半期連結累計期間は、子会社において新規事業である放課後デイサービス及び認可外保育事業のための開業準備費用の負担など販売費及び一般管理費の押し上げ要因などもあり、前第3四半期連結累計期間を下回っておりました。

一方で第3四半期連結累計期間の低迷を打開すべく、当社における一番の繁忙期である第4四半期連結会計期間に、フィットネス事業部において移転オープンしたSDフィットネス津藤店が大成功のスタートを切ったこと、ゲーム事業部において新型クレールゲーム機の集中投入による効果が大きく、14四半期ぶりにゲーム事業の売上がプラスに転じたこと、創業99周年プレセール企画による生涯ボウリング投げ放題プラン等の効果があったこと等により、営業利益は1億88百万円（同42.4%増）並びに経常利益は52百万円（前連結会計年度は経常損失34百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、第3四半期連結累計期間までは、営業利益及び経常利益と同じく低調に推移しましたが、第4四半期連結会計期間は、前第4四半期連結会計期間を大きく上回り、20百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失94百万円）となりました。

## 事業部別の概況

### (GAME事業部)

GAME事業部につきましては、平成28年5月に新規店舗として「ディノスパーク音更店」を出店し好調に推移したことによる増収に加え、「艦これアーケード」等ヒットゲーム機の導入や早朝営業開始による増収がありました。

また、コンサルティング起用の成果や大量導入した新型UFOキャッチャーの効果により、プライズゲームジャンルの売上については前連結会計年度を上回り、比較的好調に推移しました。

しかしながら、「ディノスパーク守山店」（平成27年9月）、「ディノスパーク四万十店」（平成28年5月）及び「ディノスパーク丸亀VASSALA店」（平成28年7月）の閉店による減収、並びにネットキャッチャー事業の運営方法の見直しの為の営業休止（平成28年12月）等の影響などにより、売上高は22億27百万円（前連結会計年度比2.1%減）となりました。

### (フィットネス事業部)

フィットネス事業部につきましては、「スピニングバイク」、「UBOUND」（トランポリン）、「ホットヨガ」、「エアリアルヨガ」など立地に合った設備機器の導入により競合店と差別化するなど、見学入会率の向上及び退会率の減少のための改善努力を行い、在籍会員数が増加しました。また、プロテインなどのオリジナル商品のラインナップを拡充し「プロテインバー」を併設させるなど販売強化に努めた結果、物販売上が増加しました。しかしながら、「SDフィットネス新所沢店」の閉店（平成28年3月）及び優良店である「SDフィットネス津店」の新築移転に伴う2ヶ月間に及ぶ休業などが減収要因となり、売上高は20億66百万円（同6.4%減）となりました。

### (ボウリング事業部)

ボウリング事業部につきましては、前々期から推進しているLTB（ボウリング教室）を拡大し、トーナメント、リーグへ繋げたことや当社専属のプロボウラーによるジュニア教室を開催し顧客増を図りました。また、一部店舗においてキャッピングライトシステム（レーン上のLED照明が空間を華麗に演出するシステム）の導入や投げ飲み放題の実施、人員増による渉外活動の強化をしました。

しかしながら、8月の相次ぐ台風上陸の影響による予約団体のキャンセルや10月及び12月の記録的な大雪の影響によりお客様が車での外出を控えたこと、また平成27年12月に札幌市内にオープンした競合店の影響などにより、売上高は10億80百万円（同8.9%減）となりました。

(施設管理事業部)

施設管理事業部につきましては、「シネマ」部門において、映画業界では2016年度の興行収入が2,355億円と前年度から8.5%増となりました。当社では、「君の名は。」や「ファンタスティック・ビーストと魔法使いの旅」などの充実したラインナップでヒット作品に恵まれ堅調に推移しました。また、札幌劇場において本格的なカフェを併設し、飲食売上げが増加したことや、12月下旬に1スクリーン増設したことなどにより、売上高は9億86百万円(同8.0%増)となりました。「その他」においては、売上高は2億64百万円(同4.2%減)となりました。

(その他)

その他のカフェ事業等につきましては、ネットゲーム用にハイスペックパソコンの導入や一部店舗において一人用カラオケブースの設置などを実施しました。また、グループ子会社による介護事業及び通信テレマーケティング事業等の運営が、前連結会計年度は、第2四半期連結会計期間から連結しましたが、当連結会計年度は、第1四半期連結会計期間からフルに寄与したことにより、売上高は16億56百万円(同23.5%増)となりました。

- ② 当連結会計年度における営業実績を事業部別に示すと次のとおりであります。

事業部の名称	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前連結会計年度比 (%)
GAME事業部(千円)	2,227,598	△2.1
フィットネス事業部(千円)	2,066,105	△6.4
ボウリング事業部(千円)	1,080,614	△8.9
施設管理事業部(千円)	1,251,055	5.2
(シネマ)(千円)	(986,095)	(8.0)
(その他)(千円)	(264,959)	(△4.2)
その他(千円)	1,656,127	23.5
合計(千円)	8,281,501	1.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 施設管理事業部の(その他)は、土地・建物の賃貸収入等の売上であります。

3. 施設管理事業部のセグメント内訳は、内部管理上採用している区分によるものであります。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は9億21百万円（有形リース資産2億99百万円含む）であり、このうち主なものは、次のとおりであります。

- ・フィットネス店舗の新築移転工事
- ・新規施設のアミューズメント機器の設置
- ・既存施設のアミューズメント機器等の増設及び更新

④ 資金調達の状況

設備投資等の資金に充当するため、長期借入金及び社債の発行にて20億25百万円の調達を実施いたしました。

また、当社は平成27年2月12日付で第2回新株予約権を発行し、当連結会計年度にそのうち一部行使が行われ、1億42百万円を調達いたしました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は57億61百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第60期 平成25年度	第61期 平成26年度	第62期 平成27年度	第63期 (当連結会計年度) 平成28年度
売 上 高	—	—	8,198,881	8,281,501
経常利益又は損失(△)	—	—	△34,480	52,378
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失(△)	—	—	△94,898	20,307
1株当たり当期純利益又は 純損失(△)	—	—	△10円93銭	2円31銭
総 資 産	—	—	9,712,907	10,448,781
純 資 産	—	—	2,144,699	2,313,551

(注) 1. 前連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第61期以前の状況は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

名称	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
RIZAPグループ株式会社	1,400,750千円	59.64%	役員 の 兼務等

(注) 親会社「健康コーポレーション株式会社」は純粋持株会社制への移行に伴い、平成28年7月1日をもって、新設子会社である「健康コーポレーション株式会社」に美容・健康食品の通販事業を承継し、商号を「RIZAPグループ株式会社」に変更しております。

#### ② 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
エムシーター株式会社	10,000千円	100.00%	テレマーケティングサービス・コールセンター事業、ソフトウェア販売事業等
ITグループ株式会社	1,000千円	(100.00%)	テレマーケティングサービス・コールセンター事業、介護事業等
ITネクスト株式会社	8,000千円	(100.00%)	ブロードバンド等通信サービスの販売取次業務、介護事業、放課後デイサービス事業、認可外保育事業
IT Telemarketing株式会社	500千円	(100.00%)	ブロードバンド等通信サービスの販売取次業務
株式会社フォーユー	3,000千円	100.00%	介護事業、通信サービスの販売取次業務、介護事業、放課後デイサービス事業、認可外保育事業

(注) 1. 当社の連結子会社である株式会社フォーユーは、平成28年5月1日付で連結子会社である株式会社フィリアを吸収合併いたしました。  
2. 「当社の議決権比率」欄の(内書)は間接所有であります。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 目標とする経営指標

当社グループは、2020年3月期までに売上高100億円、営業利益7億円達成を目標とします。各事業別には売上高営業利益率10%を目指し、本部コストを含め、全社の売上高営業利益率7%達成を目標とします。

#### ② 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、上記目標の実現のために、次のとおり事業構造改革を含む成長戦略を策定しております。



- I. フィットネス事業への成長投資を加速させます。出店モデルとしては、次の3パターンを現在計画しております。(a) 自社の大型複合アミューズメント施設へのゲーム事業等の業態転換による新規出店(北海道内自社施設の有効活用)、(b) 老朽化の進む、もしくは手狭となった既存店舗の近隣への新築増強移転による出店(旭店・津藤方店で成功)、(c) 相乗効果の高い他社複合商業施設への新規出店(津藤方店で成功)を計画しております。
- II. 均衡市場となったゲーム事業においてシェアを確保するため、次の「選択と集中」による勝ち残り戦略を実施します。(a) 当期後半より実施の新型プライズゲーム機投資の集中投下(平成29年3月期第4四半期会計期間より効果発揮)、(b) 750坪～1,000坪クラスの大型ゲーム店舗の縮小と効率化(自社の他事業への業態転換とテナントリーシング)、(c) 北海道内を中心に既存自社店舗スタッフにより運営可能なSC内小規模ゲームコーナーの運営展開(上記(a)(b)の施策にて余剰になったゲームマシンの有効活用)
- III. 新規事業、新商品・新サービス開発を進めます。(a) 平成29年3月期に開始した企業主導型保育事業や児童発達支援の放課後デイサービス事業をさらに進めます。(b) RIZAPグループ各社との共同開発によるオリジナルゲームプライズ景品の開発やオリジナルフィットネスジム販売グッズなどの開発に挑戦します。
- IV. 既存事業における運営管理の徹底・コスト管理の徹底により、採算性の向上を図ります。

### ③ 会社の対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略の達成に向けた取り組むべき課題として、①勝ちパターンの新規出店モデルの確立、②有効なKPIの設定とその管理徹底のためのシステム構築、③事業横断的な送客を含む新規のお客様並びにリピートのお客様を増加させるための会員システムの構築、④お客様の喜ぶ姿を見ることができうる創意工夫されたサービスの提供、⑤上記を実現させるためのスペシャリストを含めた人材づくりの5つの課題を設置し、事業横断的に課題に取り組みます。

これらに取り組むことで、より経営基盤を強固なものにするとともに、持続的な成長路線を確立させ、より一層の企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、GAME事業、フィットネス事業、ボウリング事業、施設管理事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業部の事業内容は以下のとおりであります。

**GAME事業部**

ディノスパーク（複合施設内の大型ゲーム施設及び単独の中規模ゲーム施設）の運営を行っております。

**フィットネス事業部**

フィットネス施設の運営を行っております。

**ボウリング事業部**

ボウリング場及びゴルフバー施設の運営を行っております。

**施設管理事業部**

シネマコンプレックスの運営及び土地・建物の賃貸を行っております。

**その他**

ネットカフェ、介護事業、通信事業、事務用品・ソフトウェア販売等の運営を行っております。

(6) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

① 当社

本社：札幌市中央区南3条西1丁目8番地

営業店舗：北海道（札幌市7店、旭川市1店、帯広市2店、音更町1店、北見市1店、苫小牧市1店、室蘭市1店、伊達市1店、函館市1店、北斗市1店）

青森県（青森市1店） 秋田県（秋田市1店）

福島県（福島市1店、郡山市1店）

千葉県（銚子市1店、旭市1店）

東京都（国立市1店） 静岡県（富士市1店）

岐阜県（可児市1店） 愛知県（豊橋市1店、名古屋市2店） 三重県（津市2店、桑名市1店）

京都府（福知山市1店） 大阪府（大阪市1店）

福岡県（北九州市2店）

② 当社グループ

会社名	所在地
エムシーツー株式会社	東京都新宿区
ITグループ株式会社	東京都新宿区
ITネクスト株式会社	神奈川県相模原市
IT Telemarketing株式会社	東京都新宿区
株式会社フォーユー	東京都江東区

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
G A M E 事業部	36(104)名	1名増(10名増)
フィットネス事業部	72(107)名	2名減(2名増)
ボウリング事業部	39(70)名	-名(3名減)
施設管理事業部	23(62)名	3名増(4名増)
その他	59(125)名	9名増(9名減)
管理部門	23(4)名	1名減(1名減)
合計	252(472)名	10名増(3名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205(392)名	4名増(9名増)	38.1歳	9.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 洋 銀 行	601,380千円
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	444,100千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	408,786千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	396,590千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200,295千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	142,920千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	30,600千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	9,344千円
札 幌 信 用 金 庫	9,000千円

## 2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 28,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,997,000株

（注）発行済株式の総数は、第2回新株予約権の行使により220,000株増加しております。

(3) 株主数 9,501名

(4) 大株主（上位13名）

株主名	持株数	持株比率
RIZAPグループ株式会社	5,340千株	59.63%
株式会社北洋銀行	424千株	4.73%
河野正	303千株	3.38%
中道リース株式会社	74千株	0.82%
SDエンターテイメント従業員持株会	47千株	0.53%
オリックス株式会社	40千株	0.44%
株式会社つうけん	30千株	0.34%
日本生命保険相互会社	24千株	0.26%
三和サービス株式会社	22千株	0.25%
株式会社三井住友銀行	20千株	0.22%
アサヒビール株式会社	20千株	0.22%
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	20千株	0.22%
株式会社サンリッチインターナショナル	20千株	0.22%

（注）1. 当社は、自己株式を42,988株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、また小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	瀬戸 健	RIZAPグループ株式会社代表取締役 株式会社エンジェリーベ代表取締役 RIZAPイノベーションズ株式会社代表取締役 株式会社アイデアインターナショナル取締役 健康コミュニケーションズ株式会社代表取締役 健康製茶株式会社代表取締役 RIZAP ENGLISH株式会社代表取締役 健康コーポレーション株式会社代表取締役
代表取締役社長	吉住 実	エムシーツ株式会社代表取締役社長 ITグループ株式会社取締役 株式会社フォーユー監査役
取締役	香西 哲雄	RIZAPグループ株式会社取締役 株式会社エンジェリーベ取締役 株式会社馬里邑取締役 北斗印刷株式会社取締役 株式会社日本文芸社監査役 株式会社パスポート取締役 健康コーポレーション株式会社取締役 株式会社エス・ワイ・エス取締役
常勤監査役	神内 孝元	エムシーツ株式会社監査役 ITグループ株式会社監査役
監査役	藤川 芳己	藤川公認会計士事務所所長、監査法人ハイビスカス代表社員
監査役	川守田 大介	川守田大介法律事務所弁護士

- (注) 1. 監査役藤川芳己及び川守田大介の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役藤川芳己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は監査役藤川芳己及び川守田大介の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中における取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
吉住 実	常務取締役	代表取締役社長	平成28年10月25日

## (2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
河野 正	平成28年10月25日	辞任	当社代表取締役社長 エムシーツー株式会社代表取締役 テックアドバイス株式会社代表取締役 アールグループ株式会社代表取締役 ITグループ株式会社取締役 ケーグループ株式会社代表取締役

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取(うち社) 締外取締役	2名 (-名)	16百万円 (-百万円)
監(うち社) 査外監査役	3名 (2名)	6百万円 (1百万円)
合計	5名	23百万円

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役(2名)が存在していることによるものであります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第48回定時株主総会において年額1億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第48回定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、平成18年6月27日開催の第52回定時株主総会の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金の廃止に伴う打ち切り支給の決議をしております。なお、平成29年3月31日現在の役員退職慰労金に関する長期未払金の残高は取締役1名に対し8百万円であります。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役藤川芳己氏は、藤川公認会計士事務所所長及び監査法人ハイビスカス代表社員であります。
  - ・ 監査役川守田大介氏は、川守田大介法律事務所弁護士であります。
  - ・ 当社と藤川公認会計士事務所、監査法人ハイビスカス及び川守田大介法律事務所との間に特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
監査役 藤川 芳己	当事業年度に開催された取締役会12回のうち7回出席（出席率58.3%）し、また監査役会12回のうち7回出席（出席率58.3%）し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。
監査役 川守田 大介	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席し、また監査役会12回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

## ③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、財務・会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役1名及び弁護士である社外監査役1名を選任し、取締役会において社外監査役から専門的かつ客観的見地に立った質問及び意見をいただいております。また、監査役による経営の監視機能が有効に働いているものと考えておりました。

当社は、社内事情に精通した比較的人数の取締役（現在3名）によって取締役会を構成し、証券取引所の基準を満たした独立役員でもある2名の社外監査役を含めた3名の監査役が経営監視機能を果たし、取締役会を運営することが、透明性があり、かつ機動的・スピーディな経営を実現する上で最善の方策と考えることから、当連結会計年度までは社外取締役を選任しておりませんでした。

しかしながら、この度監査等委員会設置会社へ移行することが、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応える体制であると経営判断するに至りました。

このような経緯により、当社では当事業年度末において社外取締役を置いておりませんが、2017年6月開催の第63回定時株主総会において、社外取締役2名を選任する旨の決議を付議させていただく予定であります。

監査等委員会設置会社へ移行後は、過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の機能を活用し、業務執行の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。



#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 瑞輝監査法人

#### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、監査等委員会設置会社への移行後は、適宜上記体制について見直していく予定であります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役及び使用人が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすためにコンプライアンス担当取締役を置き、全役職員に法令遵守の方針を周知徹底させるものとする。また、重要な経営事情については、取締役会もしくは経営会議で審議しなければならない。
  - b. 従業員の業務運営の状況、ならびに法令遵守の状況を把握し、その改善を図るために、監査部が内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に対し報告するものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）については、関連資料とともに、これを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
  - a. 株主総会議事録
  - b. 取締役会議事録
  - c. 監査役会議事録
  - d. 稟議書
  - e. 契約書
  - f. 会計帳簿ならびに決算に関する計算書類
  - g. 税務署その他行政機関、証券取引所に提出した書類の写し
  - h. その他取締役の職務の執行に係る重要書類
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
組織横断的リスク状況の監視・予防ならびに全社的対応は管理本部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行うものとすることを原則とする。管理本部が、財務リスク・リーガルリスク・システムリスク・情報リスク・ブランドリスク・災害リスク等に関する規程を整備し、運用を図ることとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役は、事業計画の策定、予算・業績管理制度、人事管理制度、会社諸規定等の整備、経営会議等の設置等による意思決定の迅速化を図り、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。

- ⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する事項  
子会社は、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にするものとする。
  - b. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制  
当社は、適正なグループ運営を推進する為の基本事項を定めた社則を制定し、その遵守を子会社が誓約することにより、子会社の経営上の重要事項の報告を受けるものとする。
  - c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社は、その業態やリスクの特性に応じた適切なリスクマネジメントを行い、当社は、子会社のリスクマネジメント全般を掌握し、助言、指導等の必要な対応を行うものとする。
  - d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    1. 子会社は、適切なコンプライアンス推進体制を整備するものとする。
    2. 当社は、子会社が参加するコンプライアンスに関する委員会等を定期的に開催し、子会社のコンプライアンスの強化を図るものとする。
    3. 当社の内部監査を担当する部門は、子会社のコンプライアンスの状況の監査を行い、当社の社長及びコンプライアンス担当取締役適切に報告するものとする。
  - e. その他当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
    1. 親会社であるRIZAPグループ株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独自性を確保し、自律的な内部統制システムを整備するものとする。
    2. 当社と親会社ならびに子会社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行うものとする。
- ⑥ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役が職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役会が補助使用人を置くことを求めた場合には、監査部の使用人を監査役会の職務を補助する使用人とする。  
補助使用人の選任、人事異動、人事考課、給与改定、懲戒等については、あらかじめ監査役会の事前の同意を要するものとする。

補助使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

- b. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
    - 1. 監査役は、取締役会ほか重要な会議に出席することができる。
    - 2. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべき者と定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
    - 3. 取締役及び使用人は、監査役から要求があった場合には、監査役会に出席して、必要な書類を添えて説明または意見陳述をしなければならない。
    - 4. 監査部担当は、内部監査の結果を遅滞なく監査役会もしくは監査役に報告しなければならない。
    - 5. 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を内部通報制度運用規程において定め、その保護を図るものとする。
  - c. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - 1. 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換する場を設け、監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。
    - 2. 監査役は、監査部ならびに会計監査人と適切な連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
    - 3. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。
- ⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

⑧ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- a. 取締役の職務の執行について定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。
- b. リスク管理体制について取締役、事業本部及び当社のリスク担当が連携し、リスク管理体制の強化、推進に努め、リスク管理の基本方針において、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、監査部は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取り締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。
- c. 内部監査の実施について監査部にて、社内各部署及び当社が、法令、定款、社会規範、ならびに社内規程の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、適切な牽制が働いているか否かを、監査役会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査をしております。また、監査部は、重要拠点は半期毎に複数の部署に対して内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、取締役会に対し報告を行っております。
- d. 監査役の職務の執行について監査役3名（内社外監査役2名）は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。常勤監査役は、監査部と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署の監査にあたり、監査部と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,173,412</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,119,829</b>
現金及び預金	1,454,344	買掛金	292,272
売掛金	355,269	短期借入金	67,900
商品及び製品	43,433	一年内償還予定の社債	979,200
原材料及び貯蔵品	82,276	一年内返済予定の長期借入金	555,423
繰延税金資産	80,950	一年内返済予定の長期未払金	197,752
その他	158,409	リース債務	225,041
貸倒引当金	△1,272	未払金	473,190
<b>固定資産</b>	<b>8,198,961</b>	未払法人税等	29,789
<b>有形固定資産</b>	<b>6,751,072</b>	ポイント引当金	16,608
建物及び構築物	3,153,244	その他	282,651
機械装置及び運搬具	42,316	<b>固定負債</b>	<b>5,015,399</b>
アミューズメント機器	238,124	社債	2,471,500
工具、器具及び備品	150,374	長期借入金	1,687,592
土地	2,670,817	長期未払金	233,861
リース資産	494,069	リース債務	310,257
建設仮勘定	2,125	繰延税金負債	63,507
<b>無形固定資産</b>	<b>221,810</b>	資産除去債務	161,800
のれん	142,266	その他	86,881
その他	79,543	<b>負債合計</b>	<b>8,135,229</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,226,078</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	24,049	<b>株主資本</b>	<b>2,306,319</b>
長期貸付金	185,837	資本金	227,101
差入保証金	922,483	資本剰余金	1,935,305
その他	93,707	利益剰余金	153,597
<b>繰延資産</b>	<b>76,407</b>	自己株式	△9,684
社債発行費	76,407	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7,232</b>
		その他有価証券評価差額金	7,232
<b>資産合計</b>	<b>10,448,781</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,313,551</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>10,448,781</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,281,501
売上原価		2,061,334
販売費及び一般管理費		6,220,166
営業利益		6,031,695
営業外収益		188,471
受取利息	2,009	
受取配当金	913	
アミューズメント機器売却益	8,501	
受取保険金	4,046	
営業外費用	6,085	21,557
支払利息	75,922	
社債発行費	24,567	
アミューズメント機器処分損	21,480	
雑経常損失	12,761	
経常利益	22,918	157,649
特別利益		52,378
固定資産売却益	367	
投資有価証券売却益	2,319	
受取和解金	4,259	
補助金収入	4,350	
補償収入	11,936	
資産除去債務戻入益	3,699	
新株予約権戻入益	3,747	
長期特別損失	7,509	38,187
固定資産売却損	172	
固定資産除却損	7,586	
耐震工事関連費用	29,468	
税金等調整前当期純利益	9,600	46,827
法人税、住民税及び事業税	33,667	43,739
法人税等調整額	△10,236	23,431
当期純利益		20,307
親会社株主に帰属する当期純利益		20,307

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	1,744,611	流動負債	2,626,482
現金及び預金	1,281,968	買掛金	166,099
売掛金	130,722	一年内償還予定の社債	979,200
商品及び製品	41,419	一年内返済予定の長期借入金	535,904
原材料及び貯蔵品	82,042	一年内返済予定の長期未払金	192,961
前払費用	78,298	リース負債	224,363
繰延税金資産	80,119	未払金	246,842
繰上収入	28,453	未払費用	151,823
関係会社短期貸付金	14,500	未払法人税等	25,117
その他の貸倒引当金	7,242	未払消費税	7,956
	△156	前受り金	46,549
固定資産	8,129,503	引当金	26,386
有形固定資産	6,692,277	インポート金	16,608
建物	3,084,313	その他の	6,671
構築物	29,247	固定負債	4,973,103
機械及び装置	36,009	社債	2,471,500
アミューズメント機器	238,124	長期借入金	1,667,167
車両運搬具	436	長期未払金	224,087
工具、器具及び備品	142,067	リース負債	308,139
土地	2,670,817	長期前受収益	1,088
リース資産	491,261	繰延税金負債	61,664
無形固定資産	78,673	長期預り敷金	65,536
ソフトウェア	53,873	長期預り保証金	20,255
ソフトウェア仮勘定	15,000	資産除去債務	153,663
電話加入権	9,134	<b>負債合計</b>	<b>7,599,585</b>
その他の	665	<b>(純資産の部)</b>	
投資その他の資産	1,358,552	株主資本	2,343,704
投資有価証券	24,049	資本	227,101
関係会社株式	121,000	資本剰余金	1,935,305
出資	566	資本準備金	1,256,096
長期貸付金	185,837	その他資本剰余金	679,208
関係会社長期貸付金	43,950	利益剰余金	190,982
長期前払費用	89,482	利益準備金	61,000
差入保証金	893,639	その他利益剰余金	129,982
その他の	67	固定資産圧縮積立金	130,225
貸倒引当金	△40	繰越利益剰余金	△243
繰延資産	76,407	自己株式	△9,684
社債発行費	76,407	評価・換算差額等	7,232
		その他有価証券評価差額金	7,232
<b>資産合計</b>	<b>9,950,522</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,350,936</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>9,950,522</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

（平成28年 4月 1日から  
平成29年 3月 31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	7,022,081
売上原価	1,399,284
売上総利益	5,622,797
販売費及び一般管理費	5,440,796
営業利益	182,000
営業外収益	
受取利息	2,702
受取配当金	913
アミューズメント機器売却益	8,501
受取指除料	4,046
雑業外収入	9,850
営業外費用	4,454
支社債払利息	62,262
社債償還利息	12,320
社債発行保証料	24,567
アミューズメント機器処分損	21,480
経常損失	12,761
特別利益	22,917
固定資産売却益	367
投資有価証券売却益	2,319
補償金収入	6,950
資産除去債務戻入	3,699
新株予約権戻入	3,747
特別損失	17,083
固定資産売却損	172
固定資産除却損	7,248
減価償却損	29,468
耐震工事関連費用	9,600
税引前当期純利益	46,489
法人税、住民税及び事業税	26,754
法人税等調整額	23,615
当期純利益	△15,183
	8,432
	18,322

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

SDエンターテイメント株式会社

取締役会 御中

瑞輝監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 浦 崇 志 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 岡 田 友 香 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SDエンターテイメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SDエンターテイメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

SDエンターテイメント株式会社  
取締役会 御中

瑞輝監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 浦 崇 志 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 岡 田 友 香 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SDエンターテイメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人瑞輝監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人瑞輝監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

S Dエンターテイメント株式会社 監査役会

常勤監査役 神 内 孝 元 ㊟

社外監査役 藤 川 芳 己 ㊟

社外監査役 川守田 大 介 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけており、機動的な利益還元と、経営財務の安定性確保の観点から、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じた業績連動型配当の実施を基本方針とし、配当性向10%～50%目処とすることを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、普通配当については親会社株主に帰属する当期純利益1億70百万円による配当性向30%の5円84銭とするものでありましたが、親会社株主に帰属する当期純利益が当初予想の1億70百万円から、200万円と減益となったため、1円00銭といたします。（配当性向約44%、前連結会計年度無配から復配）

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円00銭 総額は8,954,012円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、経営の透明性を一層向上させるため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 本公司は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第6条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 本公司の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 本公司の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2～3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 本公司の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 本公司は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第6条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 本公司の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 本公司の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 本公司の取締役は、株主総会において選任する。<u>但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 本公司の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(新 設)	4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第20条 取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
2 本会社の取締役会は、その決議により、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	2 本会社の取締役会は、その決議により、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
(招集通知)	(招集通知)
第22条 本会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。	第22条 本会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発するものとする。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議方法等) 第23条 (条文省略)</p> <p>2 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 本会社の取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(員 数)</u> 第27条 本会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第28条 本会社の監査役は株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第23条 本会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(決議方法等) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 本会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 本会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p><u>(任期)</u></p>	(削 除)
<p>第29条 本会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削 除)
<p>第30条 本会社の監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p><u>(招集通知)</u></p>	(削 除)
<p>第31条 本会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>	
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p>第32条 本会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p>第33条 本会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>     <p>(新 設)</p>   <p>(新 設)</p>   <p>第 6 章 計 算</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 監 査 等 委 員 会</p> <p>(招集通知)</p> <p><u>第28条</u> 本会社の監査等委員会の招集通知は、 会日の3日前までに各監査等委員に 対し発するものとする。但し、緊急の場 合はこの期間を短縮することができ る。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査等委員 会を開催することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第29条</u> 本会社の監査等委員会の決議は、議決 に加わることができる監査等委員の過 半数が出席し、その過半数をもって行 う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第30条</u> 本会社の監査等委員会の運営につい ては、法令又は本定款に定める事項のほ か、監査等委員会の定める監査等委員 会規程による。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	よしずみみのる 吉住実 (昭和31年7月21日) 〔再任〕	昭和56年4月 当社入社 昭和63年4月 当社スガイアポロン支配人 平成7年6月 当社取締役経営企画室長 平成14年4月 当社常務取締役経営企画室長 平成18年1月 当社専務取締役 平成18年2月 当社専務取締役管理本部長 平成21年3月 当社代表取締役専務管理統括部長 平成21年4月 当社代表取締役専務 平成21年8月 当社常務取締役 平成24年6月 当社常務取締役管理本部長兼業務本部長 平成25年4月 当社常務取締役管理本部長 平成26年2月 当社常務取締役 平成27年5月 エムシーツー株式会社取締役 ITグループ株式会社取締役（現任） 平成27年7月 株式会社フォーユー監査役（現任） 平成28年10月 当社代表取締役社長（現任） 平成28年10月 エムシーツー株式会社代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 エムシーツー株式会社代表取締役社長 ITグループ株式会社取締役 株式会社フォーユー監査役	18,200株
〔取締役候補者とした理由〕 吉住実氏は、豊富な現場（営業部門）経験も活かし、株式公開準備室以来の管理部門を中心に当社業務に関する知識・経験・実績に加え、子会社においても会社経営に携わった経験を有しており、これまでの経営者としての実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	こうざいてつお 香西 哲雄 (昭和38年12月13日) 〔再任〕	<p>平成元年5月 株式会社エスポ入社  平成7年11月 株式会社富士エフ・ピー入社  平成12年4月 ザクソン株式会社入社  平成13年6月 同社取締役  平成16年10月 株式会社ジャパングヤルズ代表取締役  平成20年7月 健康ホールディングス株式会社  (現 健康コーポレーション株式会社) 経営企画部長  平成20年10月 株式会社弘乳舎取締役  平成21年6月 健康ホールディングス株式会社  (現 RIZAPグループ株式会社) 取締役 (現任)  平成21年6月 旧健康コーポレーション株式会社  取締役  平成24年4月 株式会社エンジェリーベ取締役 (現任)  平成25年9月 株式会社馬里邑取締役 (現任)  平成25年11月 日本リレント化粧品株式会社取締役  平成26年2月 当社取締役 (現任)  平成26年8月 株式会社Xio監査役  平成26年12月 株式会社エーエーディ取締役  平成27年7月 北斗印刷株式会社取締役 (現任)  平成28年2月 株式会社タツミブランニング取締役  平成28年4月 株式会社日本文芸社監査役 (現任)  平成28年4月 株式会社三鈴取締役 (現任)  平成28年5月 株式会社パスポート取締役 (現任)  平成28年7月 健康コーポレーション株式会社  取締役  平成29年3月 株式会社エス・ワイ・エス取締役  (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕  RIZAPグループ株式会社取締役  株式会社エンジェリーベ取締役  株式会社馬里邑取締役  北斗印刷株式会社取締役  株式会社日本文芸社監査役  株式会社三鈴取締役  株式会社パスポート取締役  株式会社エス・ワイ・エス取締役</p>	一株
<p>〔取締役候補者とした理由〕  香西哲雄氏は、RIZAPグループ株式会社での管理部門を中心とした業務全般に関する幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、これまでの当社取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	みうらなおひさ 三浦尚久 (昭和43年9月29日) 〔新任〕	平成6年4月 当社入社 平成15年3月 当社スガイディノス(現ディノス札幌白石) 総支配人 平成22年4月 当社経営企画部長代行 平成25年4月 当社GAME 運営部長 平成26年2月 当社事業本部長(現任) 平成28年10月 エムシーツー株式会社取締役(現任) I Tグループ株式会社取締役(現任) 平成28年10月 株式会社フォーユー取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 エムシーツー株式会社取締役 I Tグループ株式会社取締役 株式会社フォーユー取締役	800株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>三浦尚久氏は、豊富な現場(営業部門)経験を活かし、経営企画部長代行、GAME 運営部長として当社業務に関する知識・経験・実績に加え、子会社においても会社経営に携わった経験を有しており、これまでの事業本部長としての実績を踏まえ、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	じんないたかもと 神内孝元 (昭和32年3月20日) 〔新任〕	昭和55年4月 株式会社北洋相互銀行(現株式会社北洋銀行) 入行 平成15年4月 株式会社北洋銀行末広町支店長 平成17年4月 同行北栄支店長 平成19年10月 同行五稜郭公園支店長 平成21年3月 当社出向 平成21年6月 当社監査役(現任) 平成27年5月 エムシーツー株式会社監査役(現任) ITグループ株式会社監査役(現任)  〔重要な兼職の状況〕 エムシーツー株式会社監査役 ITグループ株式会社監査役	一株
2	かわもりただいすけ 川守田大介 (昭和38年7月4日) 〔新任〕	平成5年4月 函館地方裁判所 裁判所書記官 平成16年10月 弁護士登録 平成16年10月 薄木法律事務所入所 平成19年11月 薄木法律事務所 共同経営者 平成24年4月 川守田大介法律事務所設立(現任) 平成27年6月 当社監査役(現任)	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	すがいあきら 菅井 朗 (昭和36年7月28日) 〔新任〕	平成6年3月 公認会計士登録 平成7年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 平成12年7月 公認会計士菅井朗事務所開設 平成19年6月 当社監査役 平成19年9月 監査法人シド一開設(現任) 平成25年6月 当社監査役退任 平成26年6月 当社監査役 平成27年6月 当社監査役退任	一株

- (注) 1. 川守田大介、菅井朗の両氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、川守田大介氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、当社は、菅井朗氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 川守田大介氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 菅井朗氏は、公認会計士の資格を有しており、会計に関する相当程度の経験、見識を有し、専門的な知識・経験等を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成14年6月27日開催の第48回定時株主総会において年額1億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額150万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以上

メモ

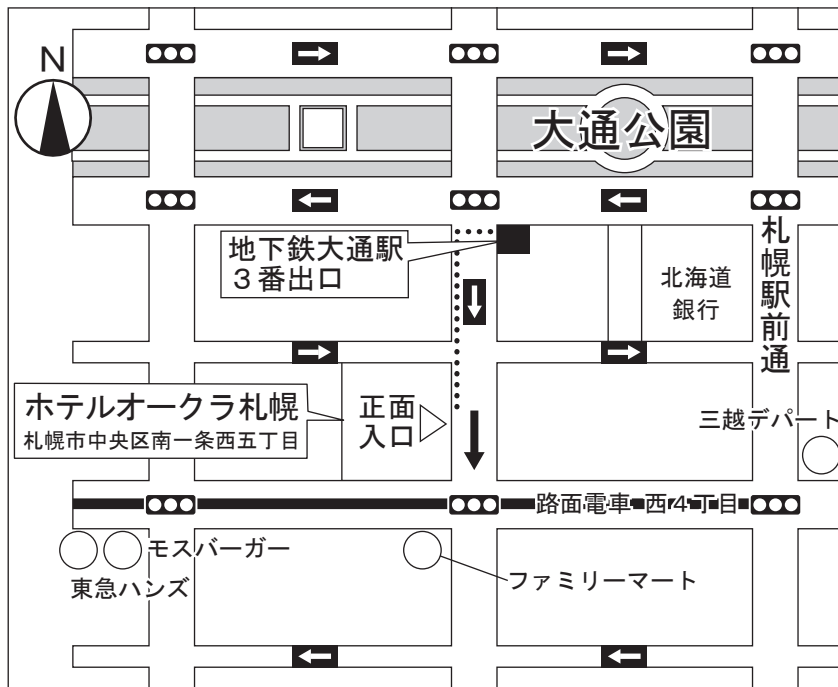
メモ

## 株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南一条西五丁目 9 番地 1

ホテル オークラ札幌 2階 フォンテース

TEL (011) 221-2333 (代)



駐車場等のご用意はいたしておりませんので、公共の交通機関をご利用願います。

### 交通機関

地下鉄「大通」駅から…3番出口より徒歩約1分

JR札幌駅から…タクシーで約5分（徒歩約15分）

### 「近況報告会」のご案内

定時株主総会終了後、引き続き、同会場にて株主様と当社経営陣との「近況報告会」を開催いたしたく存じます。ご多用中恐縮ですが、ご参加くださいますようご案内申し上げます。